第3回古平町議会定例会 第2号

平成29年9月28日(木曜日)

○議事日程

- 1 認定第 1号 平成28年度古平町各会計歳入歳出決算の認定について (決算審査特別委員会委員長報告)
- 2 議案第43号 平成29年度古平町一般会計補正予算(第4号)
- 3 一般質問
- 4 意見案第10号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書
- 5 意見案第11号 オスプレイ飛行訓練の中止等を求める意見書
- 6 委員会の閉会中の継続調査申出書 (総務文教常任委員会)
- 7 委員会の閉会中の継続調査申出書 (産業建設常任委員会)
- 8 委員会の閉会中の継続調査申出書 (広報編集常任委員会)
- 9 委員会の閉会中の継続調査申出書 (議会運営委員会)

○出席議員(10名)

議長1	0番	逢	見	輝	続	君	1番	木	村	輔	宏	君
	2番	堀			清	君	3番	真	貝	政	昭	君
	4番	岩	間	修	身	君	5番	寶	福	勝	哉	君
	6番	池	田	範	彦	君	7番	Щ	П	明	生	君
	8番	髙	野	俊	和	君	9番	工	藤	澄	男	君

○欠席議員(0名)

○出席説明員

町		長	貞	村	英	之	君
副	町	長	佐	藤	昌	紀	君
教	育	長	成	田	昭	彦	君
総務課	長	松	尾	貴	光	君	
企画課	長	細	Ш	正	善	君	
財政課	長	三	浦	史	洋	君	

 民生課 長
 五十嵐
 満 美
 君

 保健福祉課長
 和 泉 康 子 君

 産業課 長
 宮 田 誠 市 君

 建設水道課長
 高 野 龍 治 君

 会 計 管 理 者 藤 田 克 禎 君

 教育次 長
 白 岩 豊 君

 財政係 長
 人 見 完 至 君

○出席事務局職員

 事務局 長
 本
 間
 克
 昭
 君

 議事係長兼総務係長
 小
 澤
 浩
 二
 君

〇議会事務局長(本間克昭君) 本日の会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。 ただいま議員 9 名が出席されております。

1番、木村議員につきましては、所用によりおくれる旨の連絡が入ってございます。

◎開議の宣告

○議長(逢見輝続君) 改めて、皆さんおはようございます。ただいま事務局長報告のとおり9名の出席を見ております。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 認定第1号

〇議長(逢見輝続君) 日程第1、認定第1号 平成28 年度古平町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

お手元に配付しておりますとおり、決算審査特別委員会委員長より委員会審査報告書が提出されております。

各会計歳入歳出決算は、審査の結果、認定と決定されております。

本件は、議員全員による決算審査特別委員会でございましたので、委員長報告とそれに対する質疑は省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(逢見輝続君) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告とそれに対する質疑は省略することに決定いたしました。

それでは、これより討論に入ります。

各会計一括での討論といたします。

まず、本案に反対の討論を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○議長(逢見輝続君) ないようですので、次に賛成討論を許します。
- ○3番(真貝政昭君) 国政と古平町の行政の関係で指摘しておきたいのですが、消費税が町民の生活と営業に非常に多大な悪影響を与えています。現在8%で2年後に……3年後ですが10%に変えるということで、町のほうの財政運営のシミュレーションもそういう全体で大変厳しい内容のシミュレーションが報告されました。8%におきましても、10%におきましても、町民の生活の年収の1割近い消費税負担が求められていますし、これからもさらに強力に進められようとしております。

事業主におきましても、本来は消費税で苦しめられるはずがないものなのですが、滞納者が全国的にも増加しておりますし、国のほうもその徴収に非常に力を入れて、事業主は、零細中小業者は追い詰められている状況にあります。その一方で、大企業はこの消費税でもうけている図式があらわれています消費税の増税と、特に大企業を中心とした法人税の軽減というのはセットでありますので、大企業は内

部留保をためにためている状況にあります。その一方で、国民や中小零細企業事業主が追い詰められているという図式が今でき上がっています。

こういう中で古平町が行政として行うべきは、地方自治法の本旨であります福祉、教育の充実という ところに力点が置かれていますので、そういう視点から古平町の各会計、事業に対して私は是非を判断 しているわけでございます。

当町におきましても、国のこういう悪政によりまして、例えば医療の問題でも窓口負担が負担増となるような施策が次々と行われておりますし、それはやむところがありません。なので、町民の生活を守るという視点で対処しなければならない。行政は、そういう立場をとらなければならないというふうに考えております。国民健康保険税の収納についても、そういう視点から考えますと、当初資格証明書を発行しておりました古平町も無慈悲なそういうやり方やめて、短期保険証の発行という形で対応してまいりました。当初数世帯規模だった発行が今現在0世帯に増加しております。この傾向は、ますます増加傾向になるのではないかと思っております。町民生活の実態を知る上で、一つの大きな指標ではないかと思っております。

前町政は、こういう視点から町民生活を守るということで子供の医療費の助成だとか、それから国保会計に対する一般会計からの支援など、町民生活を守るという視点で善政を重ねてまいりました。平成28年度の事業におきましても、それは変わっておりません。したがって、予算議会におきましても賛成しましたし、決算においても賛成する次第であります。

貞村新町政になってからの課題としては、今までのこういう善政をさらに推し進めることを期待して 賛成討論といたします。

○議長(逢見輝続君) ほかに賛成討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝続君) ないようですので、これで討論を終わります。

これから認定第1号 平成 28 年度古平町各会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

- この採決は、起立によって行います。
- この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

〇議長(逢見輝続君) 起立全員です。

よって、認定第1号 平成28 年度古平町各会計歳入歳出決算は委員長報告のとおり認定することに 決定いたしました。

◎日程第2 議案第43号

〇議長(逢見輝続君) 日程第2、議案第43 号 平成29 年度古平町一般会計補正予算(第4号)を 議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○財政課長(三浦史洋君) ただいま上程されました議案第43 号 平成 29 年度古平町一般会計補正

予算(第4号)について提案理由のご説明をいたします。

本件につきましては、本日衆議院が解散されるということで、その総選挙費に係る経費を盛るもので ございます。また、庁舎、文化会館の建てかえのための立地適正化計画の経費の関係で盛ってございま す。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞ約13万円を追加し、予算総額を43億6,475万1,000円とするものでございます。

補正の款項の区分や金額等につきましては、第1表、歳入歳出予算補正、2ページ、3ページにお示してございます。また、債務負担行為の追加としましては、第2表、債務負担行為補正、5ページにお示ししてございます。

それでは、歳出のほうからご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開きください。ここに載っている部分が総選挙費の経費でございます。まず、2款4項3目で新しく設けまは27万円の追加、そして職員の時間外ということで職員給与費のほう186万円の追加でございます。右側、管理者及び立会人の報酬についてを載せてございます。また、旅費、需用費、役務費、委託料……委託料につきましてはポスター掲示板の設置、撤去の委託料でございます。そして、備品購入費、国民審査の部分で読取集計機を購入しまして、開票事務の迅速化を図るものでございます。職員給与費に盛っている部分は、選挙事務に携わる職員の時間外及び休日勤務手当でございます。

戻っていただきまして、6ページ、7ページです。国の選挙ですので、国のほうからお金が来ます。 北海道を通して委託金が来ますので、歳出の全額613万円を計上してございます。

ページ戻っていただきまして、5ページです。立地適正化計画の策定支援に関する債務負担行為、議会の1日目で3号補正で計上させていただきました400万円、これは今年度基礎調査ということでの400万円の計上でございました。本来00万円の部分は来年度、成果品を作成するということで新年度に予定してございましたが、できればこの債務負担行為を設定して、合わせた200万円の経費でやりますと、30年度も800万円の契約事務の手続で非常に時間かかりますので、その部分をタイトにできるということで、切れ間のない執行ができるということで、今回ここ800万円ということで載せさせていただいております。

以上、提案理由の説明でございましたが、よろしくご審議の上、決定賜りたいと存じます。

○議長(逢見輝続君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(**逢見輝続君**) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝続君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第43号 平成29年度古平町一般会計補正予算(第4号)を採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(**逢見輝続君**) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 一般質問

- ○議長(逢見輝続君) 日程第3、一般質問を行います。
 - 一般質問は、髙野議員、工藤議員、寶福議員、堀議員、真貝議員の5名です。

順番に発言を許します。

最初に、髙野議員、どうぞ。

○8番(高野俊和君) 明和地区住民集会所改築事業についてでありますけれども、町長の行政報告でこの件に関しましては凍結というふうに打ち出されておりますし、特別委員会の中でも質問が出ましたので、ほとんどの状況はわかっておりますけれども、質問書を出しておりますので、改めて町長にお答えを願いたいと思っております。

この事業につきましては、平成28 年度実施設計、用地測量が終わり、本年度本体工事が行われる予定でありましたけれども、財政的な問題、また利用頻度の面から計画の見直し案が打ち出されておりまして、現在執行されておりません。この事業について、どのような方向で進めていくのかという判断について、町長は凍結ということでありましたけれども、今年度中にもはっきり判断、めどをつける考えなのかということをもう一度お答えをいただきたいと思います。

〇町長(貞村英之君) 髙野議員の質問にお答えいたします。

本件につきましては、行政報告でも述べましたし、決特のほうでも答えておりますが、明和地区、こういうような集会所とか上物を建てることになると、普通はどのような利用計画で年間どのぐらい計画して、どのぐらいの規模で、そういうようなものを検討した上で予算立てるものなのですが、なぜか全くそれもなく、予算措置されているところでございます。また、あの地区自体が水洗化地域でないことから、やるとしたら合併処理浄化槽しかないのですが、合併処理浄化槽、川まで配管を持っていくとなると、かなりの経費かかるということで、あれだけで経費おさまらないという実態でございます。基本設計は水洗ではない設計でございますので、そうなると何か町の施策と相反するところもあるというところが最初気になっていたところでございました。

そういう中で、庁舎建てる、それから財政どうなるかということがその後問題出てきまして、都市再生法に基づく立地適正化計画策定しないと、国からの都市再生整備事業ですか、まち交補助率ぐらいの措置がもらえないということで、立地適正化計画を立てたら、どうしてもコンパクトなまちづくりにしないと、なかなか交付金はもらえないということで、そうなるとそういう問題点を抜きにしましてでも、そういう集会所というのはその計画の中でどのように位置づけるかということがまず問題になってくるところでございます。

それで、一点集中、まちなか居住、コンパクトシティー、そういうようなものを出しますと、当然この地区の集会所を統合して一つの、例えば文化会館を更新するときに大きいものを建てて、みんなで利用していこうというのが一番いい手なのかなと考えているところでございます。これから立地適正化計画策定する中でそこら辺の、今考えだけで述べておりますが、議論も出てくると思いますので、そこら辺の集会所、それからこの文化会館をどういうふうにするか、そういうような計画の中で、地区に集会

所、今みたく点々としていいものなのか、やっぱり集中させるべきなのか。離れたところはどうするのか、そこら辺の判断もその計画の中でしていきたいと思っているところでございます。いずれにしましても、今新庁舎の基本設計とか事務事業の分野、横断的な再検討、そういうものを行っているところでございますので、4定ぐらいまでにははっきりした結論は出したいと思っておりますので、もう少し時間をいただきたいと思います。

以上でございます。

○8番(高野俊和君) 大体状況みたいなものはある程度判断の中で知っておりました。状況判断がありますので、いろいろと刻々と変わるというのはわかるのですけれども、地元の人というのはほとんどが年配者というか年寄りでありますので、その辺のことも理解できるように、専門用語を使わないで理解をできるようにお話をしていただくという方法をとっていただくと、町民も納得をするのではないかというふうに考えます。これは、広報だけですと、なかなかはっきり言って読み切れない人もいるし、読まない人もいるのではないかと思いますので、例えば防災無線なんかでも考え方をかみ砕いてお話をしていただくようにするというようなことをお願いできればなというふうに考えておりますけれども、その辺はどうでしょう。

〇町長(貞村英之君) 再質問にお答えいたします。

確かにあの地区、高齢化進んで大変だなとは思っておりますし、真貝議員が特別委員会で言われたように、いろんな選挙ですとか、そういうふうに使っているということもありますので、どうするか決まったらそれなりにちゃんと説明はしてまいりますが、全国的なところでそういう集会所つくって、その地区に人がいなくなって、町がもう20年もその起債を何も使わないのに払い続けているという例なんかも見ていますので、そういうものを考えますといかがなものかなというのも心にございますので、そこは理解いただきたいと思いますし、あとこの計画が決まりましたら、高野議員言われているように住民に対しては説明してまいりたいと思っておりますので、ここで答えているような都市計画とかなんとかと、そういうものは言いませんので、ちゃんとわかりやすいように説明してまいりたいと考えておりますので、そこら辺はよろしくお願いいたしたいと思います。

説明のときには、ぜひご協力をお願いいたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○8番(高野俊和君) わかりました。

そういうことで、今町長おっしゃられたように、選挙もそうですけれども、一応は畑地区の災害の避難場所にも考えていたと思いますので、その辺も含めまして、何とかことしじゅうというわけにはいきませんけれども、そういうことを話をしていただいて、来年度あたりには少し納得いくよう……年寄りですから、なかなか納得いくのも大変なのでしょうけれども、少し丁寧な説明を来年度中にしていただければなというふうに思っておりますので、お願いをいたします。

答弁要りません。

- ○議長(逢見輝続君) それでは次に、工藤議員、どうぞ。
- ○9番(工藤澄男君) 私は、2点ほど町長に伺います。

まず最初は、町長住宅についてということで、過去に町外から来た伊藤町長は、役場近くの町長住宅 に住んでおりました。その後、ちょっと調べましたら、逢見町長も何か住んでいたということでござい ます。その後の町長というのは、皆さん古平出身でございまして、自宅から通勤しておりました。 貞村町長に関しては、短期間の間に決断されて古平へ来ていただきましたけれども、古平には町長住宅というものがありませんで、借家住まいということになりました。 しかし、持ち主が古平町トップの指名業者であることに住民の方々が危惧する声がありまして、町民からは町長住宅というものを建ててもよいのではないかという意見がありました。私も新築ではお金がかかりますので、古平高校の校長宅ということをここに書いたのでありますけれども、私の勉強不足といいますか、調査不足で、これを出した後に総務課のほうから、実は余市の紅志の管轄であるということを聞きました。しかし、貞村町長、まだ来たばかりでこれから3年半、そのままもしいるようであれば、さらにこの町長住宅というものは必要でないかと思うのです。やっぱりそこに住むには、きちんとした住む場所があれば、やはり安心できるのではないかと思うのですが、町長の考えをお聞かせください。

〇町長(貞村英之君) 工藤議員の質問にお答えいたします。

ご心配していただいて、大変ありがたいと思います。町民の方も建てたほうがいいのではないかと おっしゃっているということになりますと、うれしいのですが、お金もないことなので、無理ではない のかなと思います。

私、立候補というか、出る際に住宅ないのわかっていましたので、生活の拠点だけは確保してくださ いよということは出る際には約束していただいて……生活するための条件を数点出しているのでうが、 唯一守られているのが住宅だけではないのかなと思っているのですけれども、それで住宅確保していた だいたのですが、実は高校校長住宅、今紅志高校管理していますが、実態は道教委から離れて資金管理 だけになって、私、道の総務部次長のときに管理一覧に載っていましたので、あっちの管理になってい るのかな。管理は道教委のほうでやっているのですが、資金の管理は道庁のほうになっております。繰 上償還すればこっちのほうになるのでしょうけれども、共済資金ですので、なかなか繰上償還させてく れないところもありまして、手をこまねいているところ、ちょっと金利高いのですけれども、そういう こともありまして、無理ではないのですが、なかなか大規模改修することはできないということで、そ れでうちの家内、免許証持っていないものですから、なるべくバス停に近いところというところで探し てくれた、総務課のほうで手配していただいて、ありがたいと思っておるのですが、契約はその業者の ほうとは直接しておらず、町のほうが業者と契約して、私は町と契約しているので、全くそちらのほう とは絡んでおりません。業者のほうとは一切絡んでいないですし、町に公宅料として払っておりますの で、総務課と私の関係のみでございます。それにつきましても、今言ったとおり持ち主、所有者と私の 関係ないので、町民の皆さんが危惧しているようなことは全くございませんので、そこら辺は今の答弁 でご理解いただけると思います。

ただ、町民の皆さんがそんなような疑念を抱いてしまっているということにはちょっと残念に思いますが、そういうことを考えますと、早急にそこら辺のところは解消しなければならないのかなと今思っているところでございます。工藤議員おっしゃるとおり、あと3年半もございますので、何か考えなければならないと思いますが、今生活拠点になっていますので、転居するということはなかなか難しいですし、これから冬になるので、冬支度しながら転居というのも難しいので、来年までには、新築は無理にしても転居先あれば……実は来る前に、選挙終わったのですが、1カ月ぐらい家見つからなくて、余

市から通おうかなぐらいも考えたこともあるのです。だけれども、そういうこともなくこっちに来ましたので、今見て回りますとあるのかなという気もしますし、いろいろ住宅もありますので、少し検討させていただければと思います。今おっしゃったとおり、町民の皆様が危惧しているような状態でございますので、そこら辺は解消したいと思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

以上でございます。

○9番(工藤澄男君) 町長の話はよくわかりました。

ただ、この高校住宅に関しては、私自身もこれからの課題として、私自身なりに取り組んでみたいと 思っております。

それで、町長、これから冬が来るので、今引っ越しとかそういうわけにはいかないでしょうけれども 例えばどこかの中古住宅でも少しいいようなところを探して直して入るとか、そしてそれを住宅にする とかというような考えもあるのではないかと思いますので、やはり自分の公宅にどっしり構えて町政を 頑張っていただきたいと思います。その辺どうでしょうか。

- **〇町長(貞村英之君)** おっしゃるとおり、来年に向けて転居先を早急に考えてまいりたいと思います。 以上でございます。
- **〇9番(工藤澄男君)** 2点目の町営団地についてなのですけれども、毎年各団地の住民から雨漏り、軒先の壊れ、それから集合煙突の腐敗など数多くの要望がありまして、その都度直しておりますけれども、何カ所か壊す予定があると聞いておりますが、それはどこの団地がいつごろになるのかお聞かせください。それから、もし建てかえる予定があるのでしたら、それもお知らせください。
- **○町長**(貞村英之君) 2点目の町営団地についてでございますが、平成0 年度の概算要求で清川団地の5棟10戸、それから清丘団地7棟14戸、この解体は要求しておりますが、全部つくかどうかは国の要求もありますので、未定でございます。なお、31年度以降、これは解体する条件がありましてやっぱり1棟全部あかなければならないということで、そうなる団地は清川と清丘を除けば解体可能なところは御崎団地で1棟、旭で1棟、2棟しかありませんので、2棟解体するわけにはいかないので、解体年次は現在のところ未定です。あきが出るに従って、まとめてということになると思います。

公営住宅の長寿命化計画におきましては、いろいろな新築計画ございますけれども、今議論になっている財政シミュレーションにありますとおり、なかなか役場庁舎の建てかえ、起債がありますので、ここら辺は起債が一段落してから、また建てかえのほうは検討してまいりたいと思いますので、当分の間先送りということになろうかと思います。

以上でございます。

〇9番(工藤澄男君) 例えば栄団地を例にとりますと、何年か前に積雪によって空き家の集合煙突が建物から離れましてガス漏れ事故が起きております。そして、その次の年には、やはり危険だよと私も指摘したのですけれども、そこもやはり煙突が倒れるようなこともありました。そして、今屋根の改修など、内窓改修とかとやっておりますけれども、実際にもう壊すから直さないというところが2棟ほどあったのかな。それでもって、実際にそこに今住んでいる人もおりますので、片方はきちんと直している。だけれども、もう壊す予定だからといって、直さないで住んでいるという状態もまずあります。

それから、旭団地なのですけれども、旭団地は非常につくりが悪くて、1階にある流しと居間が

ちょっとあるだけで、あとほとんど2階で住まいしなければならないような状態です。そして、実際に最近なのですけれども、高齢者と60 代過ぎた方の2人暮らしの方などは、結局階段が急で2階に上がれないものですから、狭い中で寝泊まりするようにしているそうです。そして、実際にこれを見ますと昭和44年、45年、46年と非常に古い建物で、実際に集合煙突なんかもあちこち穴あき放題というか、そういうのがあるし、それから今度例えば3戸なら3戸、4戸なら4戸入っているのですけれどもそのうちの1戸しか入っていないという場所がいろんな団地にあるのです。そのあいている団地は、ほとんど全部結局入っている人の邪魔にならないようにということで屋根の除雪をするのです。その経費も恐らく莫大にかかっているのではないかと思うのです。それで、今私とりあえず調べてもらったのを見ますと、昭和40年代がほとんどということなのです。ですから、例えば4戸の中で1戸しか入っていなくても3戸分の除雪しなければならないというのが現状なのです。ですから、もう少し町と、例えば1戸の人をどこかへ移動するような手段といいますか、そういうのをとって、なるべく古くて危ないような住宅は早目に壊せるようにしたほうがいいと思うのですけれども、どうでしょうか。

〇町長(貞村英之君) 工藤議員の再質問にお答えいたします。

建てかえができないとなると、どこもそうなのですが、平家4戸あって1戸だったら、それが2戸分経費かかるのです。やはり言われているように、一つの棟に集まっていただいて、そこに集中的に修繕費、1戸1戸修繕できればいいのですが、お金がなかなかないものですから、一つに集まっていただいて、そこを集中的に修繕したほうが効率的ですし、修繕費も多くかけれますので、工藤議員言われるように、別の住宅に移転するということも協議していきたいと思っておりますが、なかなか住みなれたところを移りたくないという人も多いものですから、本人を説得するなりなんなりして、入居者と協議してまいりたいと思っておりますので、修繕については生活に支障あるところは凍結している限り直していきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

以上です。

〇9番(工藤澄男君) 実際にあいている団地でももう既に直して空き家のままという場所もあります し、今町長言ったように、やはりそういうところの人に、確かに清住のほうでもすぐ近所に引っ越しし てほしいと言ったら、それでもやっぱり長い間住んでいれば引っ越しするのをためらうということもありました。しかし、町長、なるべくだったら1カ所に集まってもらうようなという体制でやるということでございますので、なるべく老朽化した住宅に長く住まわせないように、そういういい方向で進んでいただきたいと思います。

終わります。

- 〇議長(**逢見輝続君**) それでは次に、寶福議員、どうぞ。
- **○5番(寶福勝哉君)** 町内の公園、遊具について、前回の定例会の一般質問からの引き続きになります。

先日定例会後、各公園を見回ったところ、使用禁止になっていた危険遊具の撤去が進んでいまして、 草刈りもきれいにされていました。殊にみなと公園に関しては、定例会後すぐ職員の方が草刈りをして いただいて、それを幼児センターのほうの保育士さんに伝えましたところ大変喜んでいまして、その後 園児も散歩して遊んでいたということなので、本当にクイックな対応、担当の職員の方、担当課の方、 ありがとうございました。

ただ、撤去されたというところで遊具数が減りまして、ぱっと見た感じ寂しい印象があって、公園というよりかは、きよおか公園なんかはもう鉄棒ぐらいしか遊具がない。ただの公園というよりかは空き地のように見える箇所があります。今後の新しい遊具の設置等の予定がもしあればお伝えいただきたいのと、また先日、ちょっと立ち話ではあったのですけれども、町長のほうから小樽での遊具の入れかえの話を聞きましたが、その点も含めて改めて詳しくお聞かせいただきたいと思います。

〇町長(貞村英之君) 寳福議員のご質問にお答えいたします。

町内の公園と遊具の関係が1点と、先日も小樽ではこういうふうにやっているといったことだと思うのですが、そのことについてお答えいたします。

公園ですが、みなと公園は違うと思うのですが、あとは都市公園法上の公園になっております。多分街区公園か近隣公園か、高野課長に聞いても教えてくれないので、先日土日に見回ったのですけれどもほとんどが街区公園と近隣公園なのかなと思っております。この人口に対しては少し、いろいろぽつんぽつんと点々としておりますので、街区公園になると大体25~クタール程度、それから近隣公園になると2~クタールぐらいの公園なのですが、遊具つけるとなると、ある程度規模ないとつけづらいというのもございます。なので、遊具撤去してすぐつけるということもなかなかできませんので、今後まちづくりの立地適正化計画、さっき答えたと思うのですが、それをつくる中で都市公計画の見直しも行っていかなければならないなと。ただし、公園の面積というのがなかなか、町の審議会ではすぐ通るのでしょうが、道の都市計画審議会は公園の面積変えるなというのが今前提になっているもので、やはり利用を考えて統合して面積確保していかないとだめなのかなと思っているところでございます。そういうことを考えますと、もう少し適正化計画の中で検討してまいりますので、新しい公園ではなくて、統合するなりなんなりして公園を整備してまいりたいと思いますし、その際遊具もつけていくということになろうと思います。

次に、先日の小樽での遊具更新、まだやっているのですけれども、あれは民主党政権のときかな、近くに結構公園で事故が起きまして、公園の遊具の更新はほぼ0%国費で、起債ですけれども、できる制度があったものですから、早急に公園の整備計画、遊具の更新計画つくって、景気対策あるごとに……景気対策でしかつかないのですけれども、その制度にのって遊具の更新をしていくという形とったところでございます。

今回も衆議院解散前提になっていたので、多分景気対策やるのだろうなと思ったけれども、今回ない みたいなので、それはちょっと残念なのですが、いずれにしても公園の遊具の更新計画も含めて検討し てまいりたいと考えておりますので、お時間いただきたいと思っております。

以上でございます。

○5番(寶福勝哉君) 公園の件に関しましては、私も例えば西部だったらみどり公園をメーンにしたりだとか、浜町方面であれば中島公園をメーンにして、その公園を統合するという考えは私も考えていましたので、家族、ご高齢の方も楽しめるような公園が1つでも2つでもふえていければなと思っていますので、よろしくお願いします。

続きまして、地域おこし協力隊の募集について質問いたします。平成 年第1回定例会にて前町長

の行政報告にありました地域おこし協力隊について、前回の募集に対しての応募はなく、今後は条件、 募集時期などを見直していくとありましたが、その後の進捗があるのかどうか。また、貞村町長がこの 制度についてどのように受け取っておられるのか、今後どのように進めていこうと思っているのかをお 聞かせください。

協力隊、いろいろ後志管内でもやっておられる町村は多いですし、上川、オホーツクのほうでもかなりの町村がやっているところでございますが、話聞きますと、人によるのかな、メリットもあるのですが、結構問題も多いということを聞いております。そういうことを考えますと、安易にこのことをやりたいからどうですかと募集するのもちょっと慎重にならざるを得ない面もございますので、前町長のときは募集をかけたけれども、なかったということで、今後うちの町に足りないものは何なのか、地域おこし協力隊に何をやってもらうのか、そこら辺を検討して、人にもよると、募集のかけ方も検討して決めていきたいと考えております。

以上です。

○5番(寶福勝哉君) 私のほうも調べていまして、やっぱり失敗例というのが非常に多くて、この協力隊に関しては行政と住民と協力隊がしっかり合致して方向性を見出していかないと、やっぱり失敗につながるということなので、前回古平町で出した募集の内容だとやっぱりぼんやりしているところも見受けられますので、もしやるのであればしっかり道筋をつけて目標を定めて動いていただきたいなと思います。

以上です。

- **〇議長(逢見輝続君)** それでは次に、堀議員、どうぞ。
- **〇2番(堀 清君)** 私は、特別委員会でも皆さん結構なご質問をしていたのですけれども、とりあえず提出していますので、聞きたいと思います。

旧北海信用金庫古平支店の改修ということで、まず第1番に改修をして、最終的にはどのような形の中で利用していくのかということと、改修する金額というのはどれくらいを考えているのか。それとあと、計画の変更というものも町側から提案されていますけれども、そこら辺の細部的なものありましたら報告してもらいたいと思います。

〇町長(貞村英之君) 堀議員の質問にお答えいたします。

旧北海信金古平支店の改修についてでございますが、この件につきましても特別委員会のほうでかなり議論されていたと思いますが、私来たとき、そもそももう買ってしまっていたものですから、通常買うとなるとかなりの詰めが必要なのかなと思いますけれども、自治法上何も使わないものを買うことは違法ですので、それなりの行政目的ないと、行政財産として購入しないといけないので、行政財産を購入するには行政としてこういう目的で使うと計画立てて、こんなような計画で使いますということで予算措置するものですが、なぜか買うと言ってすぐ予算措置されたようなので、あれと思っているのですけれども、実際集会所なりなんなりで使うということで、中を見ますと吹き抜けに突起物あったりなんだりしていますし、金庫室なんてまだ撤去されないままでおりますので、道庁別館に昔北洋銀行あった

とき、金庫室撤去するのに1億以上かかっていますので、それよりかなり小さい金庫なので、もっと少ないとは思うのですけれども、そういうことを考えますととんでもないお金かかる施設だな、どうして買ったのかなと思っておりますけれども、集会所として使おうとして買ったとしても予算額、普通新築建てても3,000万で済みますので、1,500万で買ったら、あと1,500万ぐらいでしか改修できないなと思っているところでございます。

そういうことを考えますと、計画変更あるのかどうかというご質問ありましたが、大いに計画変更しなければだめではないのかなと思っております。そういうことを考えますと、今商工会のほうから申し出あったということで、商工会にも打診いたしましたが、商工会のほうは何せお金がないし、ランニングコスト多いということで物理的にもらえないということもございますので、どうするかは今後、まだ水面下で使ってくれないかと当たっているわけでございますし、今普通財産になっているので、もう行政財産ではないので、買ってすぐ普通財産になった、おかしいなと思うのですが、売り先、引き受け先そういうところも探していかなければならないなと思っておりますので、もう少し時間くれればお示しできるかと思っております。

以上でございます。

- **○2番(堀 清君)** 今回のことに対しては、やっぱり前町長の形の中で行ったことですので、大変なことなのですけれども、結果的には現状では、例えば改修等々は困難だというような形の中で今説明を受けて思っているのですけれども、そういう中で例えばその建物を要するに取り壊すだとか、極端な方向転換になると思うのですけれども、そういうような考えがありますか。
- **〇町長(貞村英之君)** 今のところ、取り壊しせずに、あの建物を使っていただける方向でいきたいと考えております。ただ、何も引き受けてくれるところがないとなると、取り壊したほうが安いのかなと思いますけれども、そこら辺は比較していかないとなりませんので、まだそこまで考えはしておりません。

以上です。

- **○2番(堀 清君)** 現在町長が答弁した考えは、私も同感だと思いますので、最終的には取り壊す際の経費というのは確かにありますけれども、せっかく改修して、例えば町民から使いづらい建物だみたいな形であれば、最終的にはそういうものに対して財産的な形の中で投資していくというのは無駄だと思いますので、現状でやっぱり今の各町内の建物に対しては、最終的には現場からの送迎だとかをちゃんとしてくれれば、例えば会館なら会館で一発というような形のものも想定できますので、最終的にはそういう形の中で現在の町民のそういった形の町側に対する協力という面を変えていかなければだめだから、そこら辺も今後の考え方としてやってもらいたいなという気はするのですけれども。
- **〇町長(貞村英之君)** 堀議員の再質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、やっぱり町民が主体でございますので、買って不信を持たれるようなことはするべきではないと思いますし、一番使うのは町民でございますので、意向に沿った形が一番いいのかなといずれにしても、あの施設を有効に使われるのであれば、壊さないでそのまま使っていきたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

以上です。

〇議長(逢見輝続君) それでは次に、真貝議員、どうぞ。

○3番(真貝政昭君) 1点目の議員会が主催している特別職と課長職との懇親パークゴルフ大会、ゴルフを興じた後、懇親で飲食をするというのが長いこと習慣化されております。かつて町の指名業者と課長職がじっこんの間柄で、町の公共工事に関連して利害関係を持ったことが平成に入ってからあったのです。決算の会議でそれを指摘したことがあったのですけれども、責任を追及するには時既に遅しという、そういう事例でありましたけれども、そういうこともありまして、町行政のご意見番である議会議員が特別職と管理職とじっこんの間柄になって遊び興じるというのにはいかがなものかということで私の場合は欠席を続けてきたわけです。議会は、町行政の監視役というものを持っていますので、それとは別に実際に行われるのが休日ということもありまして、議員というバッジの力で、特別職はともかくとして、管理職までそういう力関係で半強制的に出席させて、各家庭の生活を顧みないようなことはするなと、そういう発言は続けてきたのですけれども、昨今におきまして町職員の不祥事がありまして町の会計を通さないにしても、一般会計から国に対して税金を使って一時的に返還するという、そういう事態が起きています。その後の不祥事再発防止だとか、当人からの一般会計の弁済計画もまだ町のほうから報告されていない中で、こういう習慣を続けていいのかどうかというのを改めて考えざるを得ない事態になっていると考えています。

町の議会の構成員としては、町と利害関係を持っている指名業者の代表の方たちも参加しておりますし、また懇親の席には監査委員の肩書を持つ方も全員参加となると参加するわけなのです。いろんな不祥事やそういうのを防ぐためにも、やはり指名業者として議会の構成員として参画されている方々も改めて襟を正して町議会、町行政に臨む、そういう立場に立っておりますし、それぞれがそういう志を持って対応していると思うのです。招待される特別職、課長職の方々にとっても議会との関係は対等の立場で、やはり悪習と思えるのであれば思い切って議会側に、議員側に町長を代表として申し述べるべき、そういう機会があってもいいのではないかというふうに思っている次第です。町長の見解を伺います。

〇町長(貞村英之君) 真貝議員のご質問にお答えいたします。

議員と町職員のパークゴルフ大会でございますけれども、今年度のパークゴルフ大会、私と副町長、 それから管理職7名、9名参加いたしました。前々からやっていることだということなので、親睦とい う趣旨でございますので、不祥事のことをおっしゃっていましたが、不祥事と職員、議員の親睦は別物 だと私考えておりますけれども、ただし親睦行事は私は否定しないわけでございます。

ただ、真貝議員おっしゃるとおり、町議の皆さんと管理職は、私は今おっしゃったように必要だと思いますが、日ごろから土日も結構出てきて仕事しております管理職の皆さん、それから先日も台風あって、びっちり土日出てきてもらっている管理職の皆さんに仕事してもらっているわけでございますので休日はやはり趣味ですとか休息、それから家庭サービス、そういったライフ・ワーク・バランスというものを大切にしてもらいたいと考えております。

主催は議員会ということでございますので、来年度以降の開催につきましては、今後のあり方も検討していかなければならないなと考えておりますので、今すぐやめる、やめないということにはなりませんので、来年に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番(真貝政昭君) 2点目に移ります。

古平町の原発での事故、災害に遭った場合の避難計画が町でつくられております。それに基づいて、道と共同で訓練を何度かされておりますけれども、古平町が原発で事故があった場合、避難先として行き先が小樽市内のホテルということで決定されて、毎回そこに訓練、避難をしている次第でございます当然ながら、道路は国道29号ということなのですが、資料として岩内の我が党の町議で発行しているニュースを見ますと、今のところ古平町では原発事故だけを想定して避難訓練をしているのですけれども、岩内方面は津波の想定が7メートルということで、開発局としては向こうのほうの国道号はそういう複合災害の場合は避難道路として考えていないと、通行どめにするということで、そういう発言をしております。避難道路については、ここで活字で記されているように道のほうでつくられるものであって、開発局は関係していないと、そういう発言をしております。これは、改めて確認しているのですけれども、そのとおりでございます。

古平町の場合、想定は津波.5メーターでございますけれども、積丹町の町長もかつて言っておりましたけれども、落石などは日常的に向こうでは起こって、その都度開発局は通行どめにしているということなのです。小樽までたどり着くまでに蘭島や豊浜町、沢町と、とても津波から防ぎ切れるような場所ではないところを通って、小樽までたどり着くことができないというふうに町民全般が日常思っているところなのですが、古平町の避難計画と開発局の関係、このような岩内の開発局の所長さんがおっしゃっているような状態にあるのかどうかというのを確認しているのでしょうか。

〇町長(貞村英之君) 真貝議員の2点目の229号の防災関係の質問でございますが、北海道防災会議というものがございまして、その中には知事をトップに開発局長、全て入っております。防災計画、当然避難計画もあるのですが、その中には229号のことも位置づけされておりますので、当然トップも入っておりますし、そこら辺すり合わせできて避難計画というものはつくっております。防災計画も開発局もちゃんと入っておりますので、岩内の所長さん、どういう真意で言ったのかは知りませんが、全く道と関係ないということはありませんし、結構道庁の会議室で開発局も来てやっているのを私見たこともございますし、参加したこともございますので、そういうことは一切ないと思いますが、どういう真意で言ったかはちょっと疑問に思っているところでございます。

以上です。

○3番(真貝政昭君) 改めてお聞きしますけれども、今のところ避難訓練の際は複合災害がない状態での訓練が主です。先ほど申しましたように、津波の前提になる地震というのがありますから、地震の際に余市方面にたどり着くまで、小樽方面にたどり着くまでに落石、それから斜面崩壊が全くないとは言えない状況がこの国道29号にはあります。それと、古平余市間に関しても、また余市小樽間の国道229号に関しましても、降雨が80ミリを超えた場合、通行どめにするという規定がありますよね。そういうような複合的な状態のときに、開発局は完全№29号を遮断するという、そういう状況があり得ると思っているのです。そういうことを考えますと、いろんな面で国道9号をいついかなるときでも通すかという、そういう前提ではないように思うのですけれども、そこら辺の確認はできた上での避難計画なのでしょうか。

〇町長(貞村英之君) 再質問にお答えいたします。

全てが最高レベルで複合的にやってくるということまでを想定しているのかということは、ちょっと 私はわかりませんが、基本的には29号が通行どめになる可能性は否定できません。ただ、その場合は 屋内退避ですとか、通行可能になった時点で避難するということにならざるを得ないのかなと。複合災害によって避難できない場合、交通が遮断された場合は海保なり自衛隊、そういった機関がヘリなり海なりという形で、海保もヘリ持っていますので、対応することになっておりますので、道の防災ヘリもございますし、そういう位置づけになるのではないかなと思っております。そういう位置づけになっておりますので、229号の通行どめ、そういうものは想定されているものと考えております。

以上です。

〇3番(真貝政昭君) 次に移ります。

3点目のブックスタート事業について伺います。出産後の乳幼児に対して、6カ月健診あるいは1歳半健診という健診のそういう際に、その成長の度合いに応じた絵本を自治体がプレゼントすると。目的は、乳幼児の成長を促進させると、健やかな成長を願う気持ちと、それから親子との対話の時間を持たせるという意味合いを兼ね備えた目的で、関東方面でNPO法人が事業を展開して、それが全国的に自治体の事業として広まったと。北海道でも進められて、新しい絵本がプレゼントされていない自治体が全体の10自治体まで残ったと。そのうちの一つが古平町であったということで、教育長も読書を強力に推進されている方でしたけれども、肝心なところら辺が見落とされていたと。私も安心していたのでその発見がおくれていたというのもあるのですけれども、対応が余りにも遅過ぎますけれども、おくればせながら古平町でもやるべきではないかというふうに思っていますので、どのようにお考えかお伺いします。

〇教育長(成田昭彦君) 3点目のブックスタート事業について、私のほうから説明させていただきます。

まずもって、多分平成 13 年に子どもの読書活動推進法という法が定められまして、その中でこういったブックスタート事業や4月23 日を読書の日に定めるとか、そういった事業がいろいろ出てまいりました。先ほどブックスタート事業やっていないの道内で 自治体とかと言っていましたけれどもこれはブックスタート事業に準じた事業をやっているところも含めた数でございます。準じた事業といいますと、例えば私どももボランティアによる読み聞かせ事業等を取り入れていますので、そういったものを含めて全然実施していないというのが、確かにこれ調査来た記憶があるのですけれども、ブックスタート事業については実施していないというふうに答えたような記憶ございますけれども、確認しましたら、そういうことでそういったものも含まれているということでございました。

先ほど真貝議員おっしゃったNPOのブックスタート調べでは、全国41市町村のうち1,012市町村、北海道では179市町村のうち117市町村で実施しているということでございました。非常に実施していなくて遅いということでございましたけれども、私ども実は平成7年にこういったふるさと絵本とかというのを自分たちでつくって、町でつくって、それを配付するという事業を実施しておりました。それがきょう持参したのですけれども、「こぎつね」という中で、例えば須貝等がオリンピック出場したですとか、いろんなお祭りの問題ですとか、これは当時の幼稚園ですとかみなと保育所のPTAの

方々の協力を得て、町史編さん室も入って町でつくったものでございますけれども、いかんせんそれから今実施して、ブックスタートの先駆けとしてやってきたわけでございます。幼児センター、みなと保育所、それからそういった健診時に配付していたわけでございますけれども、時間がたつにつれて中身が伴わなくなったというのは、この中にたらつり節の全国大会ですとか、町のスキー場等、そういったもろもろ入っていますので、この配付をやめたといういきさつがございます。それに乗りかえて平成15年からこの本を配るのをやめて、例えば文化会館図書室で廃本になった本ですとか、そういったものを健診時に配るとか、そういったもので対応してきておりますけれども、今こういった道の中でもブックスタートを進めてございますので、私もこういった読書活動は本当に必要だ、子供のころから必要だというのは十分理解していますので、昨年から私どもも専門の図書司書を入れていますので、今生涯学習のほうでそういった司書も含めて、ただ中身のやり方なのですけれども、ただ配付するだけでは何の意味もないということですので、保健師等を入れた中で検討してまいりたいと考えておりますのでご理解願いたいと思います。

○3番(真貝政昭君) 今答弁にあった内容と、私が言っている内容というのは全然違うのです。平成29年2月6日付で道のほうから各教育委員会に文書が出されて、幼児のときに出産後6カ月だとか、それから1歳半とかに渡す絵本をやっているかどうかという調査をして、未実施町村が市町村というふうに通知が来ているのです。古平町は、そういう事業に準じたことをやっているという報告を道のほうにしているのですけれども、これも道のほうで確認したのですけれども、今教育長が答弁されたように、平成7年につくられたものを見させてもらいましたけれども、小学生低学年向けの冊子で、時たまイラストが中に含まれているという絵本方式の町の様子を紹介したやつで、6カ月の子に読み聞かせるようなものではないのです。それと、廃本にされたものを6カ月健診とかに上げるというのも、全ての赤ちゃんに真新しい、それに見合った絵本を贈るという、そういう内容のものではないのです。例えば仁木町では、NPO法人が推薦する幼児向けの絵本を一応全部買って、そして6カ月健診のときに来られたお母さん方にその中から2冊、好きなものを選んでもらうと。平20年には、1歳半健診のときに、さらに2冊、そういう推薦する絵本の中から好きなものを選んでもらうと、そういう形でやっているのです。

道のほうの通知によりますと、こういうふうにやっていないところが 自治体になったので、平成 29 年度中に全てやりましょうというお勧めの通知を未実施町村に流しているわけで、やはりそういう 趣旨に沿って古平町も乳幼児にプレゼントする、そういうことを私はやるべきであるというふうに求めているのです。

○教育長(成田昭彦君) 先ほど申しましたように、既存の予算で9 年度は可能だということで、今 うちの秘書と、それから生涯学習のほう……ただ、そういったものを選んで配付するだけでは、そこに はやはりそういった健診時に保健師なりなんなりとの打ち合わせ、そういったものを含めた中で実施していきたいというふうに。私も子育て、孫育て終わった世代で、やはりこういった乳幼児からの読み聞かせ、そういったものは非常に大切なことだと考えておりますので、これはゼ**29** 年度中に実施してまいりたいと考えております。

○3番(真貝政昭君) 町長、この件に関しては、大体が教育委員会の縄張りでやられているのですけ

れども、赤井川の場合は教育委員会と保健福祉課共同の事業として取り組んでいるようです。そういう こともありますので、幼児期から読書に親しむ、そういう活字に親しむという習慣化をやはり町として も取り組んでいってほしいなと要望する次第です。答弁は求めません。

最後に、出産直後の新生児の聴覚検査について伺います。

それで、出産後、その産院で入院中に生後3日目くらいにその新生児が聴覚に問題があるかどうかというのを検査する仕掛けがございます。問題があっても、早期に対応するとかなり重症化しないで改善されることがわかって、国のほうも指針を出して、そして各自治体にお知らせしている状況にありますただいま古平町は、その検査費用については各親御さんたちが自費でその聴覚検査を行っている状況です。町のかつての調査でもその費用をやはり経済的な問題もあるのでしょうか、その聴覚検査を受けていない新生児もいらっしゃって、やはり公費で助成をして早期に対応するということが求められていると思います。

調べましたら、これは産婦人科協会で最近の様子が明らかになったのですけれども、調査した中で全国で10万人の新生児が聴覚検査を受けていないということがわかって問題にされたのですけれども、調べましたら、当初国が地域を限定して、北海道の場合ですと国が3分の1、道が3分の2を持って、地域を限定して推進されたことがあります。それで、その後平成年度からそういう費用を交付税の中で盛り込んだということで各自治体に通知をして、そしてあとは自治体にお任せという状況になりました。北海道の場合、まだ自治体でその費用を持っているというところが1割に満たないという状況で平成28年の9月付で各自治体にこの公費で進めることを推進するよう求める通知を出されておりますそれで、それに基づいて古平町でもこの聴覚検査については公費で受けられるようにするべきだというふうに考えているのですが、町長の見解をお伺いします。

〇町長(貞村英之君) 真貝議員の4点目の質問にお答えいたします。

聴覚検査の件についてでございますが、通告受けまして、一般財源化された経緯、記憶なかったものですから、ちょっと道庁のほうに調べていただきました。それと、状況については小樽の産婦人科1件あるのですけれども、小林先生のほうにちょっとお聞きしたところでございます。その結論から申しますと、一般財源化されるということは、それなりに全国的に普及されていないものですから、な9世年なのかなということをまず疑問にありました。調べたら、やはり三位一体改革の年当時はモデル事業としてやられていたと、全国に普及していなかったものですから。その際にも余り各自治体やっていなかったと。その後の一般財源化するためば00%本人負担なく、都道府県のほうで総合事業の一環として実施しましたが、負担ないにもかかわらず、ほとんど実施いなかったということは聞いております。それで、もう18年度をもってこれは廃止されて、19年度から交付税化されたというけれども、交付税の中に項目ないのです。そこら辺を調べてみますと、子ども・子育て支援費というものがございまして、その中に包括的に入っていると。中では、見ます20年に通知されているのですが、少子化対策としての保育機関に係る経費、それから児童虐待防止対策に係る経費、それから地域における子育て対策や少子化対策本部などに係る経費、それから妊婦健診等に係る費用などなど、地方公共団体が地域の実情に応じて実施する事務事業に対して総合的に位置づけて入ったということで、全体としては一応入っているということに、算入されているということにはなっております。だけれども、全国的に見

ても、この事業をやっている市町村は少なく、北海道では3町村でやっているということでございますが、そのうちの一つはもうやめるかなという感じでいます。当町においても、平城 年度にまち・ひと・しごと創生事業の対象事業として検討しておりますけれども、出生児の多数が出産医療機関で検査を受けている状況にあるということで見送った経緯があります。

医療機関で受けているということなので、当然医療機関のほうに直接聞いてみたのですが、出産祝金が42万もらえるのですが、その中に医療機関としては位置づけていると。その中で対応できるようになっているので、任意なのですが、やらないという人はやらない人もいますが、ほとんどやっていますということでございました。そういう経緯もあって7年度は見送ったのかなと思っております。そういういろいろな経緯がございまして、大体こういう一般財源化されたら厚生労働省は何個の事業も1つにして……事業1つを立てて一般財源化したと言っておりますが、そこら辺は入っているか入っていないかはちょっと定かではないと思っております。

いずれにいたしましても、道からも要請あるということでございますが、近隣の町村、どのような対応をしていくのか。まず、祝金の中で項目づけられているということもございますので、そこら辺の調査も、ほかの医療機関の調査もいたしまして、次年度からの実施をどうするか検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番(真貝政昭君) 先ほども申し上げましたように、親御さんの考えで検査を受けないという方も 出るということが問題なので、出産に対して助成金を出しているという自治体側からすれば、産院との 関係で自治体としては義務づけと、そういう形にすればいいのではないかと、出産後のその後の病院側 の対応としてやるべきものとして。

また、産婦人科協会が指摘しているのは、母子手帳の中に必ずやらなければならない項目の免疫の状況についてというところと、それからこの聴覚検査というところ、2つやらねばならない項目としてリンクされているのです。そこら辺の認識がやはり全体的に弱いと。それを指摘している向きがあるので大方聴覚検査を自費でやっているという状況にしないで、必ずやるという仕掛けに持っていく方向で検討すべきではないかというふうに考えるのですが、改めて伺います。

〇町長(貞村英之君) 再質問にお答えいたします。

今の実情からいって、ほとんどやられていると、祝金の中でできるということなので、そこら辺もちょっとひっかかるところなのですが、実際はやる方向が一番いいのかなと、義務づけるのが一番いいのかなと思いますが、それが公費負担でやれば00%になるのかなと、そこら辺もちょっと疑問に思いますので、やり方等も検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(逢見輝続君) これにて一般質問を終わります。

◎日程第4 意見案第10号

○議長(逢見輝続君) 日程第4、意見案第10 号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書を議題 といたします。 本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(逢見輝続君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第 10 号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(**逢見輝続君**) ないようですので、質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝続君) ないようですので、討論を終わります。

意見案第 10 号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書を採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(逢見輝続君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 意見案第11号

〇議長(逢見輝続君) 日程第5、意見案第11 号 オスプレイ飛行訓練の中止等を求める意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(逢見輝続君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第 11 号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。 これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

O議長(**逢見輝続君**) 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝続君) 討論ないようですので、討論を終わります。

意見案第 11 号 オスプレイ飛行訓練の中止等を求める意見書を採決いたします。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(逢見輝続君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長(逢見輝続君) 日程第6、総務文教常任委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

総務文教常任委員長より、会議規則第4条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

O議長(**逢見輝続君**) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程第7 委員会の閉会中の継続調査申出書

O議長(逢見輝続君) 日程第7、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

産業建設常任委員長より、会議規則第4条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝続君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○日程第8 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長(逢見輝続君) 日程第8、広報編集常任委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

広報編集常任委員長より、会議規則第4条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(**逢見輝続君**) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程第9 委員会の閉会中の継続調査申出書

〇議長(逢見輝続君) 日程第9、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたしま

議会運営委員長より、会議規則第4条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査

の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(逢見輝続君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の議決

○議長(逢見輝続君) お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第6条の規定によって本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O議長(逢見輝続君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

〇議長(逢見輝続君) これで本日の会議を閉じます。

平成29年第3回古平町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 0時05分

とを証するためにここに署名する。

上記会議の経過は、書記の記載したものであるが、その内容の相違ないこ

議 長

署名議員

署名議員